

給与の差額支給 裏面を ご覧ください

北多摩東ニュース

2025 年度
第 12 号

都 教 組 北 多 摩 東 支 部
電 話 (042) 384・2941
FAX (042) 384・7904
kita-higasi@mvc.biglobe.ne.jp

学級担任加算制度ってなに？

義務教育等教員特別手当の見直し【2026年1月1日実施】

○学級担任加算を導入

• 加算額

- | | | |
|-------------------|----------|--|
| (1)主担任の業務 | 月額3,000円 | これらのうち複数を満たす者については、最も高い額1つのみを加算
(教育委員会が示すパターン例あり) |
| (2)副担任の業務 | 月額1,000円 | |
| (3)複数の者で学級を担任する業務 | 月額2,000円 | |

今回の都労連賃金闘争の争点のひとつは、国の法改正にともなう学級担任加算制度の導入でした。妥結したものの教職員の中で以下のような懸念の声が上がっています。

- ◆ 担任・副担任業務 該当者に手当が支給される一方で、専科教員や養護教諭、栄養教諭等が対象外となる可能性があることでの懸念
- ◆ 「担任以上の仕事を行つても評価されないのか」という不満が生まれ、協力・共同で行う教育が損なわれる可能性がある。
- ◆ 手当の支給が業務量の削減や人員配置の改善と連動していないため、教員の負担感が増す懸念
- ◆ 担任・副担任業務の判断が校長裁量に委ねられると、学校間での運用に差が生じる可能性。特に副担任業務については、業務、職責の内容が各学校の判断に任せられている。そのため、副担任の業務が無限定に増やされる懸念もある。
- ◆ 事務職員の届け出業務の負担増加の懸念
- ◆ 国や都は、学級担任手当は職務の負担に対する処遇改善を目的としたものとしています。「本当の処遇改善とは何か」みなさん の声をお寄せください。

今年度は多摩地区で開催**東京教研「分科会」**に参加を

「第75次東京教研集会」がスタートしました。主催は東京教研実行委員会（都教組・都障教組・東京私教連）です。教職員だけでなく、市民のみなさんとともに様々な教育実践や地域の教育課題について学び合い、語り合いましょう。

テーマ 戦後 80 年、いまこそ自由が保障される楽しい学校を ～子どもも大人もつながり合って、いのちと平和が尊重される社会に～

『A会場』武蔵野市立第5小学校 1月24日(土)・25日(日)

教科・領域の分科会が開催されます。ZOOMとの併用もあります。

『B会場』エデュカス東京 1月10日(土)~2月23日(月祝日)※期間内に分散開催

詳しい内容日程はチラシをご確認ください